

# 第1回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年9月30日（火）16:00～17:27

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、佐久間総一郎、長谷川幸洋、  
松村敏弘

（政府）赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官

（警察庁）生活安全局 楠保安課長、土屋調査官

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、柿原参事官、山澄参事官

4. 議題：

（開会）

1. 地域活性化ワーキング・グループの進め方について

2. 警察庁からのヒアリング

「重点的フォローアップ事項 ダンスに係る風営法規制の見直し」

（閉会）

5. 議事概要：

○柿原参事官 それでは、お待たせいたしました。ただいまから規制改革会議第1回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様には御多用中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、所用により、翁委員は御欠席でございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室参事官の柿原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、開会に当たりまして、安念座長から御挨拶いただきます。

座長、よろしく申し上げます。

○安念座長 どうも皆さん、お忙しい中御参集をいただきまして、ありがとうございました。9月16日に開催されました規制改革本会議において、内閣の重要施策である地方活性化に資する観点から、当ワーキング、地方活性化ワーキング・グループを立ち上げることとなりました。これからも自由闊達な御議論を賜りたいと存じます。

本日は、第1回目ということで、このワーキングの進め方について御議論いただくとともに、前からの懸案となっておりましたダンス規制の見直しについても御議論いただくこととなっております。また、明日10月1日～31日までの1か月間は「規制改革ホットライン」において地域活性化に関する御提案を集中的に受け付けることになっておりますので、その声にも大変期待しているところでございます。

以後、よろしくお願いいたしますが、何か似たような会議があちこちにいろいろ立ち上がっていて、会議がたくさんあるということは何をやっているかみんな分からないというのではないかなという気がします。副大臣の前で突然こういうことを言い出すのもなんなのですけれども、これはある意味で当たり前の話で、本当に何をやっていいのか分からないからもがいていくという状況がかなり続くと思います。そこで、当ワーキングでも事務局にお願いしまして、まず2～3か月の間、とにかくいろんな方の話を伺おうということから始めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○柿原参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の皆様はここで御退室を願います。

(報道関係者退室)

○柿原参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することになっておりますので、あらかじめ御了承願います。以後の進行につきましては、安念座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○安念座長 まず、委員から一言ずつということになっているのですが、せっかく副大臣においでいただいたので、当ワーキング・グループでは何をすればよいのかについての具体的な御指示をいただけると。一言お願いします。

○赤澤副大臣 こんにちは。副大臣の赤澤でございます。

規制改革担当ということで、今日、衆議院本会議が予定した午後4時20分より早めに終わりましたので何とか間に合いました。間もなく越智政務官も駆けつけるとは思いますけれども、有村大臣の御指示に従って、越智政務官と力を合わせてしっかり先生方の御議論をいただいて、良い結果を出していきたいと思っています。

安念座長については、本当に第一印象から好感を持っておりまして、おっしゃることがいちいち本当に味があります。安念座長の御指摘のとおり、何をしたいのか分からないというところが世の中一番困難な状態で、問題がきちっと整理できて発見できたらそれだけで半分ぐらい解決したようなものでありますので、そこは本当に一緒になってもがいていきたいと思っています。

ただ、総論として申し上げれば、今、この国会の最大の目玉が地方創生と女性活躍ということで、石破大臣の下で平副大臣、小泉政務官という体制で地方創生に臨みます。それに規制改革会議で大きく貢献できる分野が、地域活性化ワーキング・グループだと思います。11月30日までの会期ですので、今、正に座長が御指摘になった規制改革ホットラインの地域活性化の1か月の集中月間、その間に出てくる御提案もいろいろ検討いただいて、地方創生の良い結果に結び付けていただけるというのが一番政権としては期待していることだろうと思います。

本当に第一印象から非常に良い感情を持っております安念座長の下で良い結果が出るのを期待いたしますし、ぐるなびの滝会長とは旧知の間柄で前から御指導いただいております。

すので、そういう意味でも大変頼りになるワーキング・グループだと思っています。くれぐれもよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○安念委員 ありがとうございました。

良いですか。御着席後30秒ぐらいで、では、政務官からも一言。

○越智政務官 皆様、こんにちは。内閣府の大臣政務官を拝命しております越智隆雄でございます。衆議院本会議の関係で遅参をいたしまして申し訳ございません。

赤澤副大臣とともに地域活性化ワーキング・グループ、今日初めてだということで、先生方の御議論を拝聴させていただきたいと思ひましましてまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。

そんなにお時間がないのでしょうか。どうも本当に副大臣、政務官、お忙しいところありがとうございました。

それでは、それぞれ委員の方々から一言ずつ、もし何か具体的な提案が既におありであれば伺いたいな。もしなければ分かりませんと言っていたでもいいのだけれども、では、座長代理から一言ずつお願いできますか。

○滝座長代理 非常に難しい、でも、これをやらないと日本が浮かび上がらない。私がいつも言っているのですけれども、地方活性化にしても、あるいは首都圏のシャッター街を活性化するにしても、やはり今の時代のITに頼った生活サイドの中で、究極のところはマイナンバーの重要性です。先進国社会で背番号のない国は日本だけで、もう韓国も戸籍はやらずに背番号でという。そのところが、介護、医療を筆頭に、あるいは老人社会の活性化に重要です。地方と老人社会というのはすごく重要なところで、そういう中でIT利活用を高めていかないと本格的な活性化というのはどうなのかなと。

もちろん、特区でとかいろいろな形があるのですが、1つ米を取り上げててもそうなのですが、日本は品質の高いものをもっと高くブランドアップするというようなことを考えたときに、やはりeコマースも含めた付加要素というのが抜きに考えられないと思っております、ここをやらないとどうにもならないということで、分からないというのが答えであっても、いろんな意味でそういう議論が起こっておりますので、その議論をまずは本格化する。一橋の米倉さんではないですが、今や1年遅れたら7年遅れることになるのだと、実態から見て背番号のない日本はもう既に経営破綻しているのだというような極論も決してそんなにずれたことではないのではないかという。でも、インフラは世界一であり、やればまた一気に追い付くこともできるというようなことで、あきらめずに頑張るしかないと思います。

○安念座長 ありがとうございます。正にあきらめないこと。

では、佐久間委員、お願いできますか。

○佐久間委員 ありがとうございます。進め方ということだと思うので、非常に雑駁なコメントをさせていただきます。

まず冒頭、座長がおっしゃったように、今、いろんなところで多分このテーマは取り上げられ議論されるだろうということです。規制改革会議というのは規制改革という切り口でかなり細部にわたって切り込んでいくということでアプローチすべきではないかと思えます。

逆に言えば、例えばこの問題はどこかで地方分権の問題というのが多分出てくるだろう。そういうものは、私はよく分かりませんが、それについてやる何とか推進本部というのがあると思えますから、そういうのがもしここで出て、それが非常に重要であればそちらに投げるということにして、余りそういうところに入っていくと、この会議での数限りある時間というのが有効に使われないと思えますので、やはりこのワーキングというのは規制改革ということにある程度集中した方がよろしいかと思えます。

その範囲であれば非常に広い取組、例えば、これは農業ワーキングと引っかけると思えますけれども、農地の問題とか、そういう問題も正に規制改革としてあるだろうと思えますし、今回もそうですけれども、私は昨年ホットラインを担当して、数はあるのですけれども、なかなかそれによって地域活性化するというものはないというのも現実なので、声を待つということも重要ですが、ある程度拾っていくというか、そういうところも多分必要だろうと思えます。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

長谷川委員をお願いします。

○長谷川委員 地域活性化がすごく重要なことは誰もが分かっていることなのだけれども、それをどうやってやったらいいかというのはなかなか難しいテーマだなと。かつそれをこの会議は規制改革との絡みで切っていくということで、そのところがこういうふうに改革すれば地域が活性化するのだというようなものが、一発で何かすごく即応的なものが見つかるのかどうかとなると、はっきり言って私もアイデアがないということです。

ただ、私も地方によく行くものですから、そういうときに時々話を聞くのは、例えば子育て支援などでも、うちの町は高齢の女性たちが育児相談に巡回で回ること、実はうちの町は出生率が一番高いのですよと。そこは静岡県の、今定かではないのですけれども、私、その町長さんにインタビューしたこともあって、なるほど、そういう知恵の働かせ方によっては、そうやって若い人たちがうちの町はどんどん移住してくるぐらいなのですよとって驚いた経験があります。

あるいは私も神社仏閣巡りが好きで、よく休みにいろんな地方に行くのですが、つくづく思うのは、その土地土地に立派な観光のリソースになるようなものがあるのだけれども、それと交通の問題あるいは旅館の問題、食事の問題、お土産の問題などがうまくリンクしていないところが非常に多いなと思えます。

例えば、長野県の善光寺などというところはそういうのが非常にうまくリンクしていて、町自体がある種にぎやかさをずっと保っているわけだけでも、ああいうところはむしろ珍しくて、例えば、この間世界遺産登録された富岡製糸工場、ああいうところでも製糸工場自体はとても立派な資産で、それ自体が大きな観光資源だというのは間違いないわけだけでも、それと例えば食事の楽しさとか、名産品とか、あるいは日本旅館、温泉、周辺の神社仏閣みたいなものがうまくかみ合っていないなということをつくづく感じます。その辺りは、これは規制の問題なのかどうか定かではないのですけれども、要は地方を活性化するためのアイデアを出していこうということが政権全体の大きな柱になっていると思うので、そこは幅広に考えていきたいなと思っています。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

では、松村委員、お願いできますか。

○松村委員 このワーキングの役割は、規制改革の中で健康・医療にも雇用にも農業にも関連しないものは全て引き受けるというつもりで、投資促進と地域活性化の2つのワーキング・グループのどちらかでそのかなりの部分を引き受けるという強い覚悟のあるワーキングと思っています。ありとあらゆる規制に関するもの、その3つに関係しないものに関しては全て引き受けて、それを地域活性化につなげていくのが最大のミッションと考えています。

その中で私の専門に近いところだと、エネルギーを1つの要素として地域活性化ができないかということも常に考えております。現在、とても残念なことですが、地域活性化のプランはいろんなところから出てくるのですが、エネルギーに関していうと、そのかなりの部分が主力をメガソーラーにしてしまっていて、みんな金太郎あめのように出てきてしまっている。膨大な数が出てきて、もう接続できないという状況になって、接続できなくなると、もうそれでエネルギーを起爆剤としたアイデアが行き詰ってしまうという状況なのです。しかし、地域それぞれの特徴でバイオ資源が豊かなところもあるし、小水力の資源が豊かなところもあるし、地熱のポテンシャルのあるところもある。そういうそれぞれの地域の特徴をいかして、国全体のエネルギー政策にも資するし、地域の活性化にも資するし、環境対策にも資するような、いろんなアイデアが出てくることを、規制改革で少しでも手助けできないかと考えております。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございます。

今まで、私は創業ワーキングの座長をやらせていただいていた、この度はうまくそれを大崎さんにやってもらうことにしました。実を言うと、「投資促進等」というネーミングは私が提案しました。その座長には大崎委員を、というのも私が提案しました。これでうまくいって抜かれるなと思ったら地域活性化になってしまって、最初はどれも何をやっていいか全然分からないし、実を言うと気乗りしなかったのです。ところが、3週間ぐらい前

に仕事で札幌へ行って、私、出身が北海道の真ん中辺、旭川の近くの農村なのですけれども、実家に帰って非常に驚いたのが、今年の3月31日で私が出た中学校が廃校になっていたことです。小学校ももうすぐ廃校になるのだそうです。私が子供の頃、40年も50年も前の話ですが、それでも1学年に70～80人はいて、2クラスか、多ければ3クラス組めたのですが、それが最近では1学年に4～5人しかいなくなってしまって、ついに閉校だというので、そうかと思いました。私、自分の大学が無くなっても、もう出てしまったからいいものね、ぐらいな気分ではないかと思うのだけれども、やはり自分の出た田舎の小中学校が無くなるというのはショックでした。

それは全く個人的な問題なのだけれども、だから、地域活性化ワーキングもそういう意味ではめぐり合わせなのかなという気がちょっとしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進め方について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

柿原さんでいいですか。お願いします。

○柿原参事官 それでは、お手元の資料1に沿いまして、事務局から当ワーキングの今後の進め方についての案を御説明したいと思います。

まず、1ポツ目でございます。このワーキングの検討対象とする事項についてでございますが、1つ目の○ですけれども、今までお話が出ておりますが、内閣の重要施策である「地域活性化」に資するという、これ自体は相当広い観点かと思っておりますので、地域活性化に寄与する規制改革事項を広く検討するということが大方針でございます。

これだけですと相当広いのでなかなか捉えどころが難しい面がありますので、事務局としては、具体的には次のいずれかに該当する事項について、重点的に取り扱うという辺りから進めていってはどうかと考えております。

具体的には、さらに3分野ございまして、1つ目の分野が「まちづくり」、2つ目が「ひとづくり」、3つ目が「しごとづくり」でございます。

地域活性化というのは別にこの3つに限られるものではありませんが、地域活性化ということからイメージできる具体的な領域としてはこれがあるのかなと思っております。

地域をにぎやかにする、元気にするという意味では、まずは「まちづくり」をきちっと進めなければいけない。これは具体的な事項に落としますと、例えば都市計画ですとか、あるいは建設。建設もかなり広いので、全てがということではありませんけれども、地域活性化の観点から建設分野が関係してくると思っております。

「ひとづくり」につきましても、具体的に規制事項がどれくらいあるかはありますけれども、地域を担う人たちを育成するような話については、大事な部分としてあるのかなと思っております。

「しごとづくり」、これもかなり幅が広いのですけれども、いろんな業、創業をお助けするような支援、創業に関係するようなもの、そのうち金融関係のものなども入ってくるかと思っております。あるいは、今、先生方から御議論がありました、観光ですね。これもかな

り重要な地域の産業だと思われまますので、観光に限りませんけれども、そういった地域の仕事づくりに結びつくような事項は今後重要な事項になるのかなと思っております。

次が2つ目でございます。これは安念座長の御挨拶にもありましたけれども、明日から10月の1か月間を規制改革ホットラインの集中受付で、集中受付のテーマが地域活性化ということでございますので、その提案をまずは重要な事項として検討対象にしようと思っております。

また、その前にありますように「地域が主役」との観点から、地域からの声を積極的に受け止めて、その実現に取り組むということでございます。ホットライン以外からも事務局で随時関係者のヒアリング、あるいは事務局にいろいろな規制改革要望が寄せられておりますが、そういったものも整理した上で具体的な提案、検討事項としていろいろ御提案したいと思っております。

3点目でございます。他のワーキングにも共通しますけれども、重点的なフォローアップ事項、去る16日の本会議で全部で20項目決めていただきましたが、当ワーキングに関連する具体的な項目としては下の2つでございます。

1つ目がダンスに係る風俗営業法の規制の見直し、もう一つがタクシーの関係、改正タクシー特措法の特定地域の指定基準です。これにつきましては、本会議と分担の上、検討するとされております。

最後に、4番目、他の会議との連携ということで、これは先ほど安念座長の御挨拶にもありましたけれども、様々な会議体がこのワーキングに関係するかと思いますが、特に関係が深いと思われるのが、まち・ひと・しごと創生本部、国家戦略特区諮問会議、これに限りませんけれども、他会議との連携についてはそれぞれの会議の役割を明確にして、効率的かつ効果的な形で進めるというのが規制改革会議の基本的な考え方ですけれども、それをワーキングでも踏襲するというところでございます。

事務局の説明は以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

まだ青写真のそのまた青写真ぐらいでしかないのは当然なのですが、何か御提案、御質問、御指摘等ありましたら、どうぞ御自由にお問い合わせいたします。

どうぞ。

○長谷川委員 事務局に聴きたいのですが、まち・ひと・しごとということについては臨時国会に法案が出ているのですか。この法案はどういうものになっているのでしょうか。

○柿原参事官 法案については、大きなビジョン、正に日本国として、今後、地方創生を進める上での戦略を定めるという内容の法案が提出されると聞いています。

○長谷川委員 では、基本法案の基本法案みたいなものか。

○安念座長 ただ、国でその基本方針を定めて、都道府県でそれに沿って指針というか計画みたいなものを作る、という内容のものになるはずですね。

○柿原参事官 おっしゃるとおりです。国全体の総合戦略とともに、今、座長が御指摘いただいた都道府県あるいは市町村の総合戦略を策定するという。あわせて、このまち・ひと・しごとの創生本部を法的に位置付けるといった内容だと聞いております。

○安念座長 悪くすると、コンサルに新しい仕事ができますという話になりかねない。他にいかがですか。何でもいから、フリーターキングしましょう。

○長谷川委員 まち・ひと・しごとの中ではもちろん仕事はかなり肝心だと思うのです。今の話でいえば、国の大きな戦略も大事だけれども、実質的に非常に重要になってくるのが地元で都道府県レベルのところまで落ちてこないと駄目だろうと。都道府県レベルに落としたときには、それぞれの都道府県の強み、有意性のある仕事というのは、多分地域によって大分違ってくるのだらうなと思うのです。観光一つ取っても、寒い北海道と暖かい九州が同じ観光であるわけがないから、つまり、その地域特性をいかした仕事みたいなものをどう活発にしていくかということだろうと思うのだけれども、その話と、国が定めた地域横串になっている規制というのが衝突している部分があると、結構そういう取っかかりからも議論ができるかなと思うのです。

つまり、地域がそれぞれ、私のところはこういう特性をいかしてやりたいのだけれども、こういう規制があるからうまくいかないのですよと、こういう例が見つければいいかなと。例えば、非常に思い付きというか、実は前の政権のときに道州制の懇談のところでは北海道から出た議論があったのですけれども、北海道というのは御承知のとおり、スキーのメッカで、オーストラリア、ニュージーランドとちょうど夏、冬が正反対なものだから、夏のオーストラリアの観光客が北海道にもものすごく来ているのです。北海道のスキー場、オーストラリア人、ニュージーランド人がものすごく多い。それを見ると、直ちに入国管理をこちらでやりたいよという話もあるわけです。でも、それは実は入国管理は国のものすごく大きな仕事だから、北海道庁には任せられないというような、こういう話もある。

それは、例えば思い付きの一例みたいな話ですけれども、そのようなことで、国がそのところは柔軟に各自治体に任せてもいいかもしれないよなというような規制が見つかったら、おもしろい議論になるかもしれないねと思います。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 移民といいますか、例えば九州などは国際化をよく進めるという意味で、移民特区にしてくれみたいな声もある。国際化になったときに英語の関係があったり、管理職となるとベビーシッターの問題も必ずあって、グローバル社会では100万円ぐらいなのに、日本で今のままだと400~500万円かかるので、なかなか若い管理職が来たがらない。そういうことは権限の問題あるいは特区の問題だと思うのです。

もう一つ、原点にあるのが、地方活性化を本当にやるとしてインバウンドというか、オリンピックに向けてということになると、ふるさとだと思います。江戸時代の300の藩には、オリジナルなお祭りであったり食材であったりと、いろんな意味の個性が育っているんですね。ふるさとというものに日本人が反応するのもそんなところの伝統的な文化から。今

は県であり、1,741の自治体ですけれども、ベースにあるオリジナルのところは江戸時代の300の藩みたいなことであって、そういうようなことに関してインバウンドに見ると横並びに国も応援しやすい。大事なことは、地元の人が愛情を持って情報を出し続けるとか、あるいはもともとのオリジナルな食材をもう一遍利活用するとかという、地元の人やる気というのが重要になるということです。しかし、高齢化の問題があったり、空き家の問題があったりする。空き家は東京でも10%を超える。地方は20%を超えるような感じの中で、あれをほったらかしている最大の理由が、更地にすると固定資産税がかかるからだという話がありまして、こんなのは我々の規制改革のテーマかなという感じがしています。

サッカーの2002年ワールドカップのときの大分県でのカメルーン代表の例もありますが、日本の地方と海外の代表チームとの関係でのホームステイ的な形での使い方とか、前向きに何か考えなくてはならない。農業の方でちょっとやり始めましたね。でも、もっと全体的なそういう問題があるのではないかと思います。

○安念座長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 余り具体的な話ではないのですが、地域活性化というのは、結局は地域間での競争が激しくなるということだろうと思います。当然、都市から移動、また海外からの移動というのがあればパイは膨らみますけれども、それが大きくないとすれば、その地方間での競争が活性化する、それで本当に活性化するところとさびれるところが出る、こういうことになるのだろうなと思います。ですから、そこはみんなが活性化するというのは無理なわけです。そういう意味でいうと、正に地方自身が非常にそういう意識を持って、こういう点を改革すれば多分我々は勝ち残れると、こういう発想にならないと本当の意味での活性化というのは進まない。要するに、今と同じ、ある意味では横並びで、外国からの観光客というのはある程度はパイが膨らむ議論で、ただ、それは定着するという議論では全くないということからすると、そこはちょっと前まであった企業の誘致競争みたいな、そういうものが分かりやすいのですが、ただ、これは今の日本の構造からするとなかなか望めない。昔は企業が町をつくってきたというところがあるわけですが、そういう時代では多分ない。そうすると、正に非常に厳しい競争、パイの取り合いということにはなるだろうと思います。

ですから、非常に地域活性化というのは、言葉としてはそのとおりなのですが、ある意味ではこれはもう民間と同じで競争がある意味では厳しくなってくる。だから、我々がやらなければいけないのは競争条件を整える、もしくは少なくとも自分たちが努力するところはその成果が得られる。こういう形の仕組みを作っていく、こういうことだろうと思います。

では、具体的に何なのかと言われると、これが難しいわけですが、逆に言えば、地方が自分たちの競争力を高めるためにこういうのをやってくれば優位に立てると、こういう

提案が出てくる、こういうことが一番ではないかと思えます。

○安念座長 困ったものですね。私も自分の出た中学校をまた再開できるとは思っていません。

○佐久間委員 私も小学校、中学校、全部跡形もなく、なくなりました。ただ、私は千代田区なのですが、それでも全部なくなりました。

○安念座長 そういう時代なのですね。他にいかがですか。おいおい議論していきましょうか。走りながら考えるぐらいしか方法がないから、今から固めようなどと言ってもしようがない話ですね。どうもいろいろありがとうございました。また随時どうぞ御発言ください。それでは、これはこれで引き続き、今、申しましたように走りながら考えるしかないと思っています。

それでは、議題2に移りますが、「重点的フォローアップ事項 ダンスに係る風営法規制の見直し」に移らせていただきます。

本件は、6月に閣議決定された規制改革の実施計画ですが、警察庁において有識者会議、風俗行政研究会というものが開催されまして、この10日に報告書が提出されたと聞いております。本日は、警察庁さんより本報告書の概要及び風営法の見直し方針についてお話を伺いたいと思います。

それでは、お入りいただきてください。

(警察庁関係者入室)

○安念座長 どうもありがとうございます。今日はどうもお忙しいところありがとうございます。座長の安念と申します。

それでは、早速御説明をいただいてよろしゅうございましょうか。

○警察庁(楠課長) 警察庁の保安課長をしております楠と申します。よろしくお願いたします。

風営法による客にダンスをさせる営業に対する規制につきましては、本年6月13日に出されました規制改革に関する第2次答申におきまして、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得次第措置することとされ、同月24日には規制改革実施計画として閣議決定されたところです。

また、この件につきましては、超党派のダンス文化推進議員連盟においても議論がなされてきたところであり、先の通常国会におきましては、議員立法を提出すべく法案の取りまとめをなされたところでもあります。

このような情勢を踏まえまして、警察庁では、早急に有識者会議を立ち上げて検討を進めるとともに、昨日開会いたしました臨時国会に風営法の改正案を提出すべく作業を進めているところでございます。

お手元にお配りした資料によりまして、まず、風営法の規制の概要について簡単に御説明した後、有識者会議の開催状況と、有識者会議において取りまとめいただきましたダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書の概要について御説明いたします。

それでは、資料としてお配りしております報告書の13ページを御参照ください。現行の風営法では、客にダンスをさせる営業について、1号営業としてキャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ客の接待をして客に飲食させる営業。3号営業として、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業。4号営業として、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業の3類型に分けて規制の対象としております。

これは、これらの営業が適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては問題が生じるおそれがあることから規制の対象とされているものです。

風営法上の主な規制のところにありますように、風俗営業につきましては、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされており、人的、物的欠格事由が定められているほか、営業地域の制限、営業時間の制限、照度や騒音、振動の制限、年少者の立入らせの禁止等の規制が設けられております。

次に15ページを御覧ください。風営法では、風俗営業以外の飲食店営業で、午前0時以降の深夜に営業を営む者に対して、構造・設備の基準、深夜遊興の禁止、年少者の立入らせの禁止等の規制を設けており、このうち年少者の立入らせの禁止については、午後10時以降が対象とされております。

また、深夜に酒類を提供する飲食店営業につきましては、これらの規制に加えて、届出制が採られ、営業地域の制限を設けることができることとされております。

深夜遊興の禁止における遊興とは、この15ページの下の方の風営法の解釈運用基準の抜粋にありますとおり、営業者側の積極的な行為によって客に遊び、興じさせることと解されており、不特定多数の客にダンス、ショー等を見せる行為、生バンドの演奏等を客に聞かせる行為などがこれに当たるものと考えております。なお、客にダンスをさせることは風俗営業の対象とされており、風俗営業は深夜の営業が禁止されていることから、解釈運用基準では客にダンスをさせることは深夜遊興の禁止の対象としての遊興としては記載されておりませんが、概念として遊興に含まれるものであると考えております。

このように深夜遊興を禁止してしておりますのは、深夜は休息のための時間であり、静穏を保持する必要が高いことに加え、人の目が行き届きにくくなり、自制心が弱まり、問題行動や犯罪行為を引き起こしやすくなる傾向が見られる時間帯であることから、深夜に客に飲食をさせ遊興させて盛り上げた場合には騒音等が発生して、営業所周辺の生活環境を害したり、接待やそれに類似する行為が行われて風俗上の問題が生じるおそれがあることから、これを防止するための措置として設けられているものであります。

次に、報告書の16ページを御覧ください。風営法では、客にダンスをさせる営業のほか、2号営業として、設備を設けて客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせる営業、5号営業として、設備を設けて客に飲食をさせる営業で、照度を10ルクス以下として営むものなども風俗営業とされております。

次に、17ページを御覧ください。ただいま御説明いたしました風営法による風俗営業及び飲食店営業の規制を図で示したものでございます。

1点だけ補足して御説明いたします。図にありますとおり、風俗営業につきましては、原則として午前0時以降は営業を営むことができませんが、都道府県が午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域については、午前1時まで営むことができることとされており、東京では六本木、渋谷、新宿等の商業地域の一部が指定されております。

前置きが長くなりましたが、続きまして、有識者会議の開催状況について御説明いたします。まず、この有識者会議についてですが、過去に風営法の改正を検討した際の例に倣いまして、風俗行政研究会という名称としております。

研究会の構成ですが、この報告書の10ページを御覧ください。この研究会は、警察庁生活安全局長から委嘱を受けた7名の委員により構成されており、具体的には、NPO法人ガーディアン・エンジェルスの小田理事長、学習院大学法学部の櫻井教授、オリンピックメダリストで三重大学の武田特任教授、新宿区の中山区長、株式会社電通の永江法務マネジメント局長、首都大学東京法科大学院の前田教授、明治大学理工学部の本山教授でございます。なお、座長につきましては、委員の皆様方の互選により、前田教授をお願いいたしました。

研究会は、7月中旬から8月下旬にかけて全部で4回開催されました。

11ページにございますように、第1回目は7月15日に開催され、ダンスホール、ダンススクール等の4号営業に関して、関連する団体からヒアリングが行われたほか、4号営業に関する議論が行われました。

第2回目は7月30日に開催され、いわゆるクラブ等の3号営業に関して関連する団体のほか、地域住民等からヒアリングが行われたほか、3号営業に関する議論が行われました。

第3回目は8月11日に開催され、第1回目及び第2回目の結果を踏まえ、個別の論点についての議論が行われました。

第4回目は8月26日に開催され、研究会の検討結果を報告書という形で取りまとめるため、個別の論点について引き続き議論が行われました。

以上が研究会の開催状況であります。委員の皆様方には限られた時間の中で、3号営業、4号営業の関係団体等からお話を伺っていただくとともに、風営法の規制の見直しに当たりまして、警察庁が実施いたしました意見募集の結果や全国の主要な繁華街の町会等からのヒアリング結果についても、警察庁からの御説明を申し上げたところであり、それらも踏まえつつ、委員の皆様方がそれぞれの知見をいかして活発に御議論いただいたのではないかと考えております。

なお、4号営業の関係団体からのヒアリング結果につきましては、報告書の24ページにあります資料14、3号営業の関係団体からのヒアリング結果につきましては、26ページの資料15、意見募集の結果につきましては32ページの資料16、繁華街の町会等からのヒアリ

ング結果につきましては42ページの資料17にございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

それでは、報告書の概要について御説明申し上げます。

報告書の目次を御覧ください。報告書は検討に当たっての視点、4号営業に係る規制の見直し、3号営業に係る規制の見直し、1号営業及び2号営業に係る規制の見直しの4点について記載されております。

まず、報告書の1ページを御覧ください。検討に当たっての視点として、研究会においてもダンス自体に着目した規制を行っている点について、何らかの見直しが必要であることについて異論はなかったが、見直しに当たっては、客にダンスをさせる営業に関して現実に発生している問題に鑑み、規制緩和により地域住民の平穏な生活環境、少年の健全育成等に障害が生じないかという視点が不可欠であるとされております。

次に、報告書の2～3ページを御覧ください。

4号営業に係る規制の見直しにつきまして、現状においては4号営業に関して売春事犯が発生するなどの風俗上の問題が生じている実態は見られないことから、研究会としては、現時点では4号営業を風営法の規制の対象から除外しても特段の障害は生じないと判断するものであるが、除外する場合には問題のない営業が出現した場合に取り得る措置を十分に検討しておく必要があるとされております。

また、4号営業に風俗上の問題が生じていないのは、ダンス関係団体がダンス教師の資格の認定等を通じて営業の健全化に努めてきた結果とも見られることから、4号営業を風俗営業から除外する際には、ダンス関係団体が連合会や協議会を組織するなどして、ダンス界全体としてこれまで以上に営業の健全化に努めるとともに、不健全な営業の抑止に努めることが重要であり、警察からも適宜必要な助言をすることが求められるとされております。

続きまして、報告書の3～4ページを御覧ください。3号営業に係る規制の見直しにつきましては、3ページの一番下の行からでございますが、3号営業は様々な形態の営業があり、風俗上の問題の有無にも差異があることから、それを一律に風俗営業から除外して規制を緩和することについては慎重であるべきであり、仮に見直しを行うとしても、必要な規制を設けて、問題が生じないようにしておく必要があるとされております。

また、その下の2のところでございますが、深夜に3号営業の営業を認めることについては、深夜が休息のための時間であることなどを踏まえたと、慎重な配慮も必要であり、仮に見直しを行うにしても必要な規制を設けて問題が生じないようにしておく必要があるとされております。

その上で、報告書4ページの見直しの考え方のところがございますように、規制の対象となる営業をダンス自体に着目するということではなく、深夜と低照度という要素に着目して3つの類型に分けた上で、それぞれの営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれなどを勘案しながら、必要となる規制を検討することが適当であるとされております。

具体的には3号営業のうち現行の風営法で低照度飲食店に該当する照度が10ルクス以下の営業につきましては、引き続き風俗営業として規制することとし、その他の営業につきましては、風俗営業から除外し、そのうち午前0時までに営業を終了するものについては一般の飲食店営業として規制することとし、深夜にわたって営業するものについては、ダンスのみならず遊興全般を対象として、新たに深夜遊興飲食店営業として規制することとされております。

この3つの類型につきましては、資料2-2といたしまして、客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しイメージという図をお付けいたしておりますので、この図を御覧いただきながら若干補足して御説明いたします。

研究会で行った3号営業関係の団体の皆様からのヒアリングでは、画一的に規制するのではなく、営業に伴うリスクが低い形態から高い形態まで段階的な規制を可能にする法改正が必要というような御意見や、ダンスというひとくくりではなく営業形態で分け、実態に応じた規制を検討するべきといった御意見や、音量や照度を基準に比較的リスクが高い業態から低い業態に分け、その業態によって規制を区別していくべきとの御意見がございました。これらの御意見を踏まえつつ、現行の風営法の規制との整合性も考慮して、研究会では検討がなされたものと考えております。

その結果、現行の風営法では深夜あるいは照度が規制のメルクマールとなっていることから、これらによって分類してはということであります。

まず、1つ目の類型として、現行の風営法で設備を設けて客に飲食させる営業で照度を10ルクス以下として営むものについては、低照度飲食店として風俗営業とされているところであり、これに該当するものについては、引き続き風俗営業として規制することとしてはどうかとされております。これは、現行の3号営業の中には、5号営業、いわゆる低照度飲食店営業に該当するものもございしますが、現行の風営法では両方に該当する場合には、3号営業として許可を受けることとなっておりますから、3号営業を風俗営業から除外した場合に、低照度飲食店営業に該当するものについては、低照度飲食店として規制の対象となるということでございます。

ちなみにこの低照度飲食店営業につきましては、昭和34年の風営法改正で設けられた規定でございますが、照度を暗くして営む、いわゆる深夜喫茶等が少年の健全な育成という観点から問題を生じさせていたことから、これを防止するため法改正が行われたものであり、風俗営業の対象に取り込んで深夜の営業を禁止するとともに、昼間につきましても少年を立ち入らせてはならないこととしたものであります。

この低照度飲食店営業につきましては、風俗営業ということになりますので、現行の風営法では営業時間は午前0時あるいは午前1時までということになりますが、報告書では後ほど御説明申し上げます深夜遊興飲食店営業について深夜に客に遊興させることを認めるのであれば、風俗営業の営業時間についても地域の実情に応じ、都道府県の条例により、現在、午前1時までとされている営業延長地域の営業時間を柔軟に設定できるように法律

上の手当をしておくべきであるとされております。

具体的には、都道府県の条例により、午前1時以降の時間を定めれば、低照度飲食店営業についても深夜営業を認めることができるようにするというところでございます。

なお、照度の測定方法につきましては、研究会でも議論となり、報告書ではクラブについては照度が著しく変化することが一般的であることから、営業の実態を見ながら、実質的なものとなるようにすべきであるとされております。この点に関しましては、現在、警察庁におきまして研究会でヒアリングを実施した団体から意見聴取を行うなどしております。

次に、2つ目の類型として、3号営業のうち、低照度飲食店営業に該当する営業以外の営業を風俗営業から除外し、深夜における営業を認めることとする場合には、ダンスは遊興の一形態となることから、深夜において客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業を認める場合には、深夜において客に飲食をさせ、かつ遊興させる営業全般を対象として規制を見直す必要があるとされ、新たに深夜遊興飲食店営業というカテゴリーを設けることについて御提言をいただいております。

深夜遊興飲食店営業は、風俗営業とはされておりませんが、深夜における営業を認めるものであることから、現行法が深夜における遊興を禁止している趣旨を没却することのないように規制を設けるのが相当であるとされ、具体的には、報告書の5～7ページにございますように、欠格要件を設けること、営業可能な地域について地域の実情や住民の意向を踏まえて、都道府県が条例で指定できるようにすること、営業所の床面積について小さ過ぎるといかわしい行為が行われるおそれがあり、大き過ぎると無許可営業が横行する結果になりかねないことから、適切な基準となるようにすべきであること、営業者の遵守事項として、営業所周辺での迷惑行為防止のための措置を講ずることや苦情処理が適切に行われるようにすることを定めること、年少者の立入らせについて、一定の規制を設けることなどについて御提言をいただいております。

最後に、3つ目の類型として、午前0時までに閉店するレストランなどで客に音楽を聴かせ、場合によっては客が踊ることもあるといったような形態につきましては、風営法の風俗営業から除外いたしまして、風営法の飲食店営業に対する規制を適用し、午後10時以降の年少者の立入りについてのみ一定の規制がかかるということが適当であろうとされております。したがって、この部分につきましては、ほとんど規制がないという形になります。

このように3号営業を見直すことにより、繁華街、歓楽街の環境を大きく変える可能性もあることから、報告書では深夜における繁華街、歓楽街の良好な風俗環境の保全を図るための対策を協議するため、地元の警察署長、風俗営業や深夜遊興飲食店営業の管理者、地域住民等からなる協議会を設けることを検討すべきであるとされております。

以上のとおり、報告書では3号営業につきまして、営業の形態に合わせた大幅な規制の合理化の方向性が打ち出されたものと考えております。

最後に、報告書の方に戻っていただきまして、報告書の9ページでございますが、1号営業と2号営業に係る規制の見直しということでありまして、1号営業と2号営業につきましては、現行の1号営業を2号営業として規制することとし、風俗営業の定義からダンスという文言を削除することが適当であるとされております。

以上、若干長くなりましたが、有識者会議の開催状況と報告書の概要でございます。報告書では、本報告書に盛り込まれた内容を踏まえつつ、風営法の見直しが適切に行われることを期待しているとされております。警察庁では、現在、この報告書の内容に沿った風営法の改正案を策定し、臨時国会に提出すべく準備を進めており、10月中旬には提出したいと考えております。私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、伺いました御説明について御質問等ございましたら、どうぞどなたからでも結構です。

どうぞ。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。御検討いただいて、ダンスがキーでないという方向を目指しているのだということがよく分かりました。

一つ単純な質問で、照度によって風俗営業とそうでないところに分かれるというところは、つまり10ルクス以下になると全く同じ設備、全く同じ規模、同じ立地条件でも近所迷惑が発生したり、いろいろ問題行為が起りやすくなる。こういう科学的な根拠に基づいているということでしょうか。

○警察庁（楠課長） 先ほど申し上げましたように、現行の風営法では5号営業ということで、低照度で営む営業について風俗営業という形にされております。やはり照度をかなり落として営業するという形になりますと、中で何が行われているかというのがよく見えないこともございますし、また、そういったところに少年が入ってきてたまり場になってしまうといったようなこともあるということで規制の対象になっているものでございまして、今ある規制の対象になるものについては、風俗営業という形で残ってくるということでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。もう少し私の質問は単純でして、なぜ全く同じ設備で同じサービスであっても、明るいのと暗いのとで少年の集まり方が違うと。虫と違って暗いところに集まってくると、こういうことが科学的に言われているということなのでしょうか。

○警察庁（楠課長） 科学的といいますか、こういった暗くしてやる、今、先生がおっしゃいました同じ設備で同じようにすると申しまして、著しく暗くしてやる営業のやり方と、普通に明るくしてやるものが全く同じになるということはないと思います。やはりこういう風営法の規制といいますのは、問題が起きたものについて問題が起きないようにそういった弊害を防止するために規制が設けられてきたという歴史がございまして、先ほど申し上げましたように、低照度でやるものについては中でいかがわしいことが行われたり、

たまり場になってしまうというようなことで規制の対象になっているということでございます。

○安念座長 他はいかがですか。

ここはとどのつまり、問題の所在は10ルクス問題に集約されましょね。一つは、なぜ照度で規制するのかというそもそも論があるし、仮に照度を決めるとして、なぜ10ルクスかというのが次に出てくるし、今度は今課長御指摘のように、どこでどうやって測るか。これはミラーボールがくるくる回っているところでどうやって測るのか、という問題がどうしても残るでしょうが、しかし、そもそも5号営業は、今、御説明いただいたように、70年代、いわゆる深夜喫茶対策でできた類型なのですね。

○警察庁（楠課長） 昭和34年です。

○安念座長 それこそ低照度にして――これは私が行ったわけではありまして、文献で読んだ知識ですけれども――、椅子の背をうんと高くしたりして、事実上、個室のようなしつらえにするというのが一時流行った。それで御心配のようなことが、多分、現に起きたのだらうと思うのですけれども、クラブの場合はどうですか。基本的にはフロアで踊って、それから例えばスタンディングバーみたいな感じで飲食をするというようなのではないのでしょうか。かつて問題となった深夜喫茶みたいな業態とは実際には非常に違うような気がするのですが、そういうふうにはこの研究会では御意見は出ませんでしたか。

○警察庁（楠課長） やはり研究会の中でも子供をそういった営業をしているような、ある意味、大人の遊び場のようなところに入れていいのかというような話はございました。先ほど3つの類型にということで御説明いたしましたが、飲食店営業もそうですし、深夜遊興飲食店についても午後10時までは基本的には子供は立ち入れるという形になっておまして、やはりかなり薄暗くしてやっているような、そういった形態のところ、例えば学校帰りの高校生が立ち入っていいのかということになりますと、現行の風営法の中では、そういった少年の健全育成の観点から立ち入らせないということであれば類型としては風俗営業ということになりますので、そういった観点からの議論がなされたということになります。

○安念座長 ただ、少年の立ち入らせが最大の懸念事項であるならば、そのことと風俗営業と整理しなければならないこととの間は必ずしも論理的に一対一で対応しているわけではなくて、風俗営業から外すけれども、その業務の形態の規制として、例えば何時から何時までは何歳未満の子供は立ち入らせてはならないと規制をかけるというのも一手ではないのですか。

○警察庁（楠課長） 今の風営法の中では、結局、飲食店営業につきましては、先ほど17ページのところで御覧いただきましたとおり、基本的には規制がないという形になっています。

○安念座長 それはそうなのだが、やはり何といたっても風俗営業という名前になると世間の聞こえが非常に悪くて、銀行からの融資も受けにくい、つまりはなかなか優良な資本が

参加しにくいという事情があるようです。そうであれば、規制はされてもいいが、ただ、風俗営業というレッテルというか、スティグマタイズというか、それだけは避けてほしいというような御意見を割によく聞いたのです。もう少し風営か風営でないかというだけのカテゴリーだけではなくて、規制の実は上げつつ、しかし、そういうキャピタルの側というか、ビジネスの側の要望も聞き入れることができるような、ややクリエイティブな規制の仕方というのはないものですか。

○警察庁（楠課長） 今回、先ほども御紹介いたしましたけれども、そういった飲食をさせてダンスをさせる営業についてはいろいろなものがあるので、それは形態なりリスクに応じて分けてほしいというようなことでヒアリングをいただいた中でも、大体この3つの分け方になっておりまして、それに応じた規制のかかり方で、ある意味、これまで深夜帯につきましては、基本的にはお酒を飲むにしても静かに飲んでいただきたいということだったところにつきまして、地元との調整というのは当然要りますが、深夜遊興飲食店営業ということで新たなカテゴリーを設けて、問題が起きないように形を採りながら、かつ、風俗営業ではないという形でやっていこうということで、こういうのを新しく設けております。また、それより早い時間で終わってしまうものについては、今までは風俗営業ということで、例えば、レストランで踊らせても子供が入れないという問題があったところもかなり改善をしておりますので、そういった意味では、これまでいろいろ隘路になっていたところについて見直しをしつつ、ただ、やはりかなり暗くしてやるようなところについてまで一足飛びに今の風営法の、今回ダンスについて我々も研究会の先生方も一生懸命御検討いただきましたけれども、さらにそういった低照度でやるものについてどう扱うかというところまで踏み込んで全部規制を外すということには、なかなかならなかったということでもあります。

○安念座長 どうぞ。

○佐久間委員 今、座長がおっしゃったことにも共通なのですけれども、これは低照度の飲食だと風俗営業と定義される、こういうことなので、大人だけが静かにもう夜なので、当然暗いところでしんみりとお酒を飲むところも低照度飲食店営業で風俗営業ということになると理解してよろしいのでしょうか。

○警察庁（楠課長） そのとおりです。

○佐久間委員 ということは、例えば非常に立派な座長のような方が行くお店が風俗営業だということにもなるわけなのではないでしょうか。

○警察庁（楠課長） この報告書の中でも、実は9ページのところで風俗営業という名称については将来的には別の名称とすることも検討すべきだということに書いていただいているのですけれども、私の説明の冒頭にも申し上げましたように、この風俗営業というのは、いわゆる性を売り物とする、この風営法の中では性風俗関連特殊営業と言っていますけれども、それとは全く法律上は別のものとして整理されておりまして、風俗営業というのは健全に営まれれば娯楽を提供する社会的にも有用な営業という位置付けをされてお

りまして、ですから、私どもも決していわゆる片仮名風俗的にこれを捉えているわけではありません。むしろ健全化をして発展させていこうというもので見ておりますので、今の御質問にお答えしますと、結局、座長のような立派な方が風俗営業に行くのはいいのかということでありますと、この風営法上は決して片仮名風俗的なところに座長に行っていたくというものではありませんので、そここのところは御理解をいただきたいと思います。

○安念座長 それは課長のおっしゃるとおりで、リーガリスティックな説明は全くそのとおりなのだけれども、しかし、世間の受け止め方は風俗という言葉がずっと定着してしまったものだから、どうしても「風俗嬢」という言い方はあっても「性風俗関連特殊営業嬢」とは言わないので、そこが隘路の一つではあるのでしょうか。

その名称を先行き変えていくのも一案だというのが出てきたことは、大変私としてはポジティブな御提案だったなと思うのです。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 やはりつくづく今のお話を聞いていると、照度で分けるというのは不十分で、先ほどの少年がたむろするところの逆に明るければいいというのも非常に変な話で、他の基準がある程度科学的に設定されるべきではないかというのが正直な感想です。それは場所であったり、設備の規模であったり、やはり営業内容であったりということ強く考えるべき。その関係で、別に海外がどうこうということを持ち出す必要もないのかもしれないかもしれませんが、同じ人間だとすれば、その照度でそういう扱いを分けているところは他の国にもあるのでしょうか。

○安念座長 何か御存じのことはありますか。

○警察庁（楠課長） 一度規制改革会議の方からも御指示いただいて、表にさせていただきました。ダンスという切り口でやっているようなところはございますけれども、私の記憶する限りでは、あの中で照度という形で分けているものはなかったかと思いますが、後ほどもう一回確認をしてみます。

○佐久間委員 とすると、非常に日本人というのは世界で特殊で、照度によって行動が変わる人種だということにもなるので、どうなのかなというのが正直な感想です。

やはり照度というのは人によって大分受け取り方も違うということだと思いますので、できればもう少し違う何か基準が設定された方が非常になるほどと思うのではないかと思います。

○安念座長 確かにね。他にいかがですか。

どうぞ。

○長谷川委員 私ども規制改革会議がこの見直しに関する意見を出したときに、東京オリンピックの話に言及していて、海外観光客を呼び込むためにもという記載があるわけですが、世界を見ると、例えば深夜にこそ営業が始まるようなスペインが典型的だと思いますけれども、そういう町もあるわけですね。

お聞きしたいのは、この改正を検討するに当たって海外の事例は検討されたのでしょうか。

○警察庁（楠課長） 海外の事例は先ほど申し上げましたように、規制改革会議の方からも御指導いただいて国際先端テストということで調査をするようにということでありましたので、それを調査して御報告していると思っております。

○長谷川委員 それは、この報告書を見るとどこかに書いてらっしゃるのですか。海外事例がこうであるから、我々としてはこういうふうを考えるというような記載は、この報告書の中に出てくるのですか。

○安念座長 直接の言及はなかったのではないかと。

○警察庁（楠課長） 報告書の中に、海外がこうだから、ああだからという記載は特にございません。ただ、確認しますけれども、いろんな資料を研究会では出しておりますので、海外の結果も確か出したのではないかと思います。確認いたします。

○安念座長 議論の過程では作っていただいた表は出ていたのではなかったですか。せっかくあれを作っていただいたのだから。貴重な資料でしたね。

他はいかがですか。

政務官、どうぞ。

○越智政務官 今、御議論されているように、10ルクス以下か超かということで適用される規定が変わってしまうということで、10ルクスという測り方はとても重要だと思います。その10ルクスというのが、先ほどの御説明で5号営業のところの基準を準用しているという話でしたが、では、この5号営業の10ルクス以下か超かという測り方のところで、どういう測り方をしているのか教えていただきたい。

○安念座長 今まではどういうふうにしておられたのですか。

○警察庁（楠課長） 測り方につきましては、国家公安委員会規則で定めておりまして、テーブルがある場合にはテーブルの水平面、テーブルがない場合には椅子、椅子もないような場合には床面ということで、その水平面で測るという形になっております。

○越智政務官 ライトが点滅していたり、いろんな状況が想定できると思います。そういう不規則な場合、どうするのですか。

○警察庁（楠課長） 基本的には一番暗くなったときがどうなのかということでやっております。

○安念座長 そうでしょうね。ホテルのバーなども結構暗いですがけれども、やはり10ルクス以下だと5号営業になるのですね。

○警察庁（楠課長） 今、申し上げましたような測り方でなれば当たるということです。

○佐久間委員 私の少ない経験から言って、多分、米国とかヨーロッパの一部の立派なレストランでも非常に暗いところは多い。料理も何だかよく色が分からないところが多いので、多分そういうところもそういうふうになるということだとは思いますが。

○安念座長 日本はどこも明るいですね。

どうぞ。

○滝座長代理 名前がすごく大事。多分、よく最高裁などに行っても慣習法慣行というの

がすごく重要視されて、風営法が持っているイメージが確立していますね。それで嫌がるというか、上場企業が付加価値事業として飲食店に絡めて、あるいは物販に絡めてそういう付加価値の事業、健全なものをやろうとするときに、そういう意味では名前がすごく大事なことのような気がするのです。それを外すのか、名前を変えるのか分かりませんが、そんなことはすぐそれを検討する、そんなことにはいかないのですか。そのものが持っているイメージというのは確立していますので、先ほどそういう方向性は示されたと聞きましたものですから、いかがなものごさいますでしょうか。

○警察庁（楠課長） これは、法律上どういうふうに整理をするかということでありまして、繰り返しになって恐縮なのですが、風俗営業というのは風営法の中では先ほど申し上げましたように、健全に営まれれば娯楽を提供して、ただ、やり方によっては問題が起きるかもしれない。性風俗関連特殊業は、端から取締り対象という形で、法律の中ではワードとしてはきちっと区別をされているということでもあります。良い面、悪い面、両方あると思いますが、そういう区別で法律上も定着しているということでもありますので、なかなか名前だけ変えるというのは難しい面もあるということごさいます。

○安念座長 他はいかがですか。どなたか他にありませんか。

どうぞ。

○滝座長代理 非常に気にするのが、実質は健全なのだけれども、一般的な概念で違反だという感じで、商売の関係ではどうしても反社会との関係が出やすい世界なものですから、実質は良識的にやっているのに違反をしているというのは、実はすぐ110番したい事柄が年中起こる中で、そここのところがあるものだから連絡しにくいみたいなことがあり、そういうことを逆利用されている実態があるような気がしてしまっています。一般的な常識概念とうまく合わせておかないと、狙って利用する輩がいる業界なものだから、非常に頑張っているところはその気持ちがあるのです。それを気にします。

○安念座長 クレーマーみたいな客が来ても自分が風営に分類されているので、何となく立場が弱いように思ってしまうということをおっしゃりたいのでしょうか。それは商売だから確かにあるでしょうね。

○警察庁（楠課長） その点につきましては、これまで営業者の方からヒアリングの過程の中でもお伺いしたのは、結局、深夜の営業が現行の風営法の中ではどんなに頑張っても午前1時までということになってしまっていて、それ以降営業すると、どうしても違法になってしまって、そういう時間帯に、例えば店の中でトラブルが起きて通報がしにくかったり、あるいはそういう時間帯にやっていると同業他社が110番をしてくるというような話もあるということもございまして、かえって警察との連携を阻害しているのではないかと、うお話もございました。

今回、そういう意味では、深夜帯につきましては、低照度飲食店営業と深夜遊興飲食店営業という形には分かれますけれども、いずれも許可制で、条例で定めていただければ深夜の営業も可能になるということでもありますので、そういった意味では、今、私が申し上

げたような深夜営業が違法であるがゆえの問題というのはいかほどの部分クリアされるのではないかと考えております。

○安念座長 どうぞ。

○長谷川委員 座長にお聞きしたいのですけれども、10ルクスはどのぐらいの明るさなのですか。イメージができないのだけれども。

○安念座長 これよりは相当暗いわね。

○長谷川委員 ホテルの。

○安念座長 ホテルのバーも。

○長谷川委員 例えば、ホテルオークラのバー、あれは10ルクス以下ですか。

○安念座長 以下でしょう。だと思います。

○柿原参事官 事務局から御説明いたします。映画館で上映期間はもちろん真っ暗なのですが、幕間、待っている間が大体10ルクスと言われていて、イメージとしては、手元の文字を読むのは大変なのだけれども、歩いたりするには支障がないことです。

○安念座長 露骨な質問になってしまって申し訳ないのだけれども、10ルクスを法律事項から外すということはできませんか。

○警察庁（楠課長） まず今回、規制改革会議の方から宿題をいただいていますのは、ダンスという切り口で風俗営業ということを規制することについてはどうなのだという事で、いろいろ短い期間の中で有識者の皆さん方にも検討していただいたということでございます。

先ほども、暗いとどうなるのだという御指摘がありましたけれども、かなり薄暗くして中でどんなことをやっているか分からないような状況というのは、それはそれで問題だと思いますし、そういうところの照度の在り方で16ページにもございますけれども、風俗営業、深夜の飲食店営業などにつきましても、こういった照度の規制を設けておきまして、そういった扱い全体について、また見直しをしないとこのダンスの話も進まないということになりますと、それはそれでまたお時間をいただかないとならないのではないかと考えております。ダンスの見直しに合わせて、照度について法律をすぐに直すという形にはなかなかならないのではないかと思います。

○安念座長 ちょっと10ルクスを調べてみましょうね、ホテルのバーが10ルクスなのか。私はそうではないかと思っているだけですけれども、聞いてみましょう。本当にそういうものかどうか。ああいうところはある程度暗くないと雰囲気が出ないから、そんなに明るくすることはもともと予定されていないと思いますけれども、10ルクスかどうかは厳密に知っているわけではないので調べてみましょうね。

他はいかがですか。長谷川さん、それでいいのですか。

○長谷川委員 それと営業制限区域ですけれども、これは提言いただいているわけですが、これは今の3号営業で限定された六本木だの新宿だの、これとほぼそれを横滑りさせるようなことでイメージされているのでしょうか。

○警察庁（楠課長） これは実際に各都道府県でどういうところにするのかというのは地元で話をさせていただくということだと思うのですが、ただ、この研究会の中で御議論いただいておりますのは、一つは住居地域は問題だろうということと、商業地域の中でも、商業地域だったら必ずいいというわけではなくて、現実に地域規制されている商業地域の中には、一定程度、住居が固まっているようなところもあつたりするので、そういうところをきっちり見てやるべきではないかというのが5ページのところに書いております。

今、風俗営業について営業延長許容地域ということで午前1時までやるところにつきましても、商業地域だからというわけではなくて、東京都などを見ますと結構地番で細かく分けてやっておりますので、同じような形で見てやっていただくようになるのではないかと思います。

○安念座長 よろしいですか。他にいかがでございますか。よろしゅうございますか。

個人的な感想を率直に申しますと、ここまで踏み込んでいただけるとは思っていませんでした。まず、ダンスをすっかり取っていただいたのは本当に大きな前進で、4号営業は風俗営業から取っていただいたわけだし、ダンスという概念を取っていただいた。大阪のNOONの地裁判決が出ましたね。ある種の合憲限定解釈みたいな解釈の仕方でしたけれども、あれも多少追い風になった。つまり、そこまで限定解釈しないとダンスという概念が維持できないという意味で追い風になったのではないかと思います。いずれにせよ、非常に踏み込んで書いていただいた報告書だなどと思って、私個人としては非常に感謝していると言ったら、別にお前に頼まれたからやったわけではないとおっしゃるだろうけれども、良かったなと思います。

10ルクスについても、法令を所管している当局として10ルクスで来たものをいきなりということが難しいのはよく分かるし、今回の改正は、時間的にもスコープにおいても限定付きのものですから、その点はやむを得なかったと思うのです。ただ、佐久間委員からも指摘があったように、確かに照度で11と9だとそれでアナザーワールドになってしまうというのも何かおかしい気がするは事実ですので、今回の改正は改正として、その後もまたいろいろ当ワーキングとしても研究をしていきたいと思っておりますので、その都度また情報の交換等をさせていただければと思っております。今日は本当にありがとうございました。

○警察庁（楠課長） ありがとうございます。

○安念座長 でも、今となってみれば、10ルクスはどういう経緯で決まったのでしょうか。

○警察庁（楠課長） 当時、10ルクスよりももっと暗いところでやっている営業が多くて、ほとんど見えないような状況のところやっていて、34年の国会の審議録などを見ますと、もっと健全にやっているのは今の深夜の飲食店もそうですけれども、20ルクス以上の明るいところでやっているということなので、10という基準を設けてそれより暗くさせないようにしたということでございます。

その場合に、今も見ていただきました16ページのところに風俗営業者については5ルクス超とか書いていますけれども、風俗営業になったらどんなに真っ暗でもいいのかという

と、そこはそこでまたかなり議論が当時されたようでして、やはりそうはいつでも最低限のところを設けなければ駄目ではないかというような御議論があつてこういった形になつたということでございます。やはり常識的な感じから言いますと、暗いところへ子供が入って大丈夫かというのは当時かなりあつたのではないかと思います。

○安念座長 分かりました。どうもありがとうございました。

(警察庁関係者退室)

○安念座長 しかし、風俗という言葉はおっしゃるようにもうイメージが完全に定着していて、これは法律上違ふのだよというのは、それはそのとおりなのだけれども、なかなかそうはいかない。

さて、どうもありがとうございました。

では、事務局から御連絡いただけますか。

○柿原参事官 次回の当ワーキングの日程につきましては、追つて事務局から御連絡差し上げますのでよろしく願いいたします。

○安念座長 では、当面は、もう10ルクス問題に現実には集約されると思いますが、すぐにその10ルクスのところも法律事項から取っ払ってしまえと役人に言つても無理な話でしょう。党との関係もありますからね。健全育成上問題があるのではないかと怒られてしまったのだから、すぐにはいかないが、測り方の問題とか、その後、今度の改正法が施行された後の実態とかを見ながら、2段、3段の改正もあり得べしという方向で我々は詰め寄つたらいいのではないかという気がします。

では、どうも本当にありがとうございました。